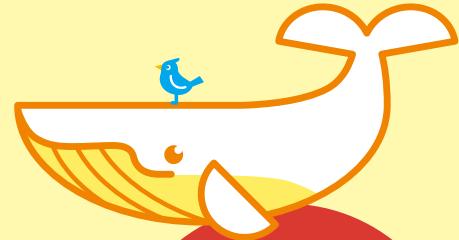




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



2013年  
秋号

Legal Support Press  
Vol.5

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

病院・施設等における身元保証等について  
～実態調査から見えてきた緊急課題～



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート

# 特集

## ～実態調査から見えてきた緊急課題～

執筆者

制度改善検討委員会 委員 森田 幸喜

### はじめに

専門職が後見人等に就任しているとき、病院への入院・施設等への入所（入居）に際し、病院や施設等から「身元保証人や身元引受人等」（以下、「身元保証人等」という）となることを求められることがあります。後見人等が個人として被後見人等本人の保証人となることは職務（義務）ではなく、また、後見人は被後見人の財産管理を行なっているため、債務を本人に代わって自分が支払う必要はありません。

しかし、本人資産が十分ではなく、緊急時として生活保護等を利用する前に、一時的に後見人が債務を代わって支払いを要求されるといった状況はあります。仮に債務を本人に代わって支払った場合は、後見人等は被後見人等に対し求償権（病院や施設費用の肩代わり分を被後見人に請求する権利）を持つことになり、利

益相反関係に立つことから、後見人等がこの行為をすることは適切でなく、後見人等として避けるべきであると考えます。

ところが、身元保証人等がいなければ、施設等に入所できないという現実の前に、前述のとおり自らが身元保証人等になることが適切ではない後見人等にとっては、身元保証人等の要請は大変悩ましい問題となっています。

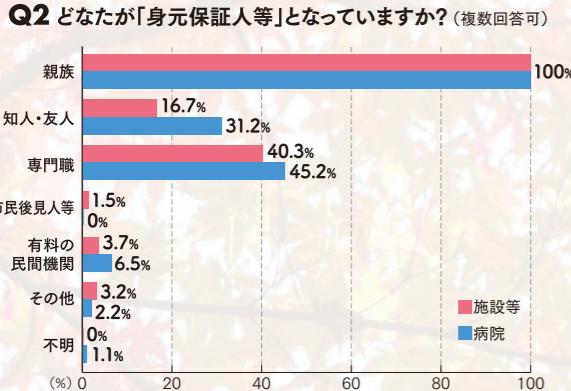
そこで、当法人制度改善検討委員会では、この問題にどう対応すべきか、専門職後見人等として関わり多いが多いと考える病院・施設等を対象に、身元保証等に関する実態調査を実施しました。

また、単に実態調査を実施するのではなく、身元保証等が今までの習慣的、建前的に求められているにすぎないのでないかとする立場から、重要事項説明や契約等締結にかかる基本的な「言葉」の理解度・認識度についての調査をするとともに理解を深めて貰い、さらには成年後見制度・成

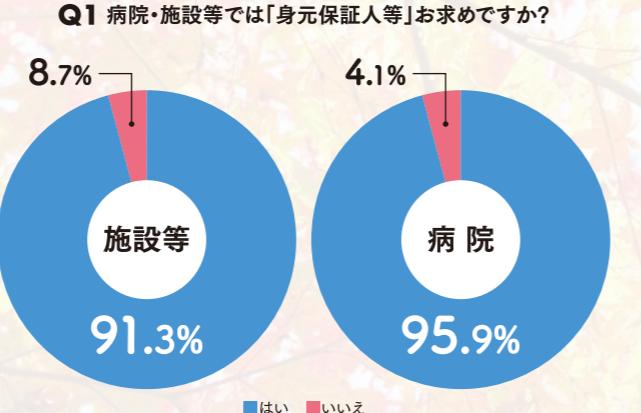
年後見人等についての根本的な知識を得ていただくことを調査の目的としました。

### 実態調査回答率

実態調査の対象ですが、病院・施設等を①療養型医療施設、②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、③介護老人保健施設、④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、⑤有料老人ホーム、⑥サービス付き高齢者向け住宅、⑦その他の7区分に分け全国1521箇所に対し実施（岩手・秋田・石川・山梨・岐阜・大阪・兵庫・奈良・鳥取・岡山・広島・徳島・高知・鹿児島の14府県については支部の調査協力による）したところ、全体で603か所（病院97か所、施設506か所）より回答があり、回答率としては39.6%となりました。

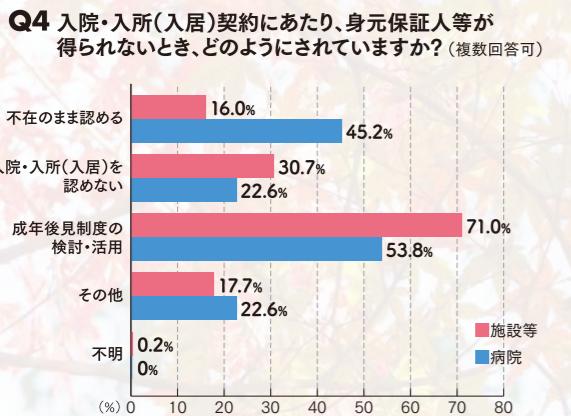


病院・施設とともに、「親族」が100%で最も多く、次いで「専門職後見人等」が、病院では45.2%、施設等では40.3%でした。

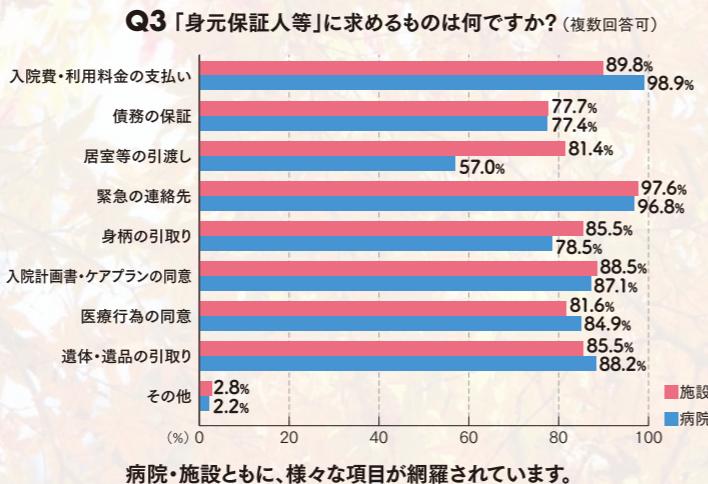


「はい」が、病院では95.9%、施設等では91.3%でした。

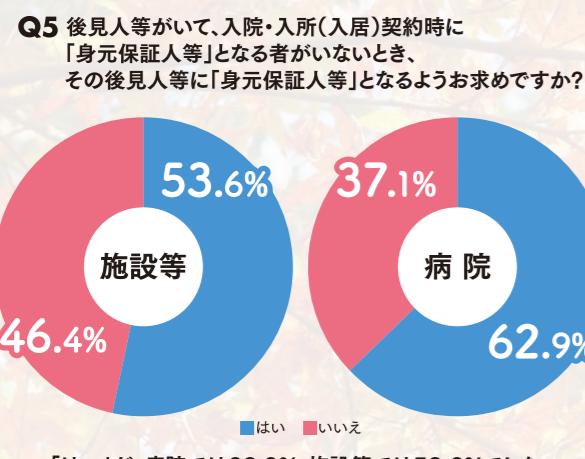
### ①身元保証人等について



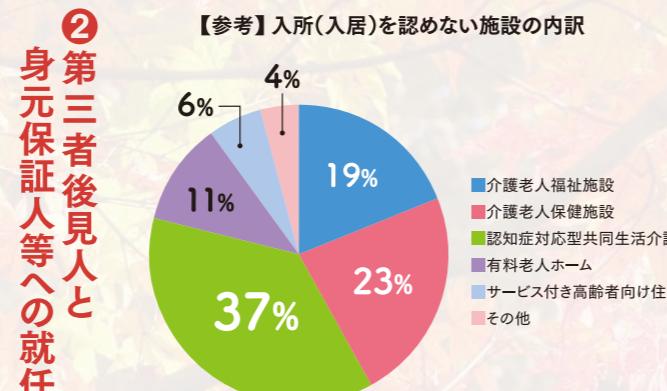
「入院・入所(入居)を認めない」が、病院では22.6%、施設等では30.7%でした。



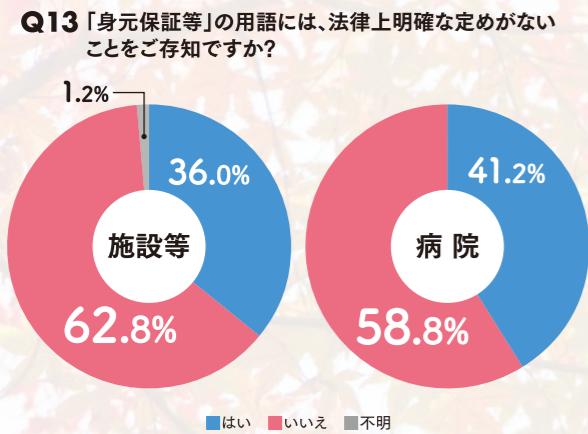
病院・施設ともに、様々な項目が網羅されています。



「はい」が、病院では62.9%、施設等では53.6%でした。

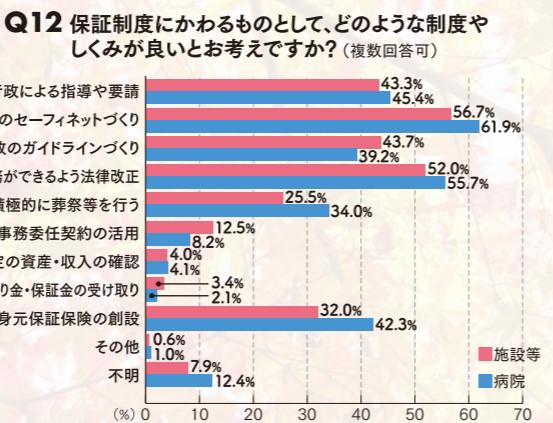


### ②第三者後見人と身元保証人等への就任について

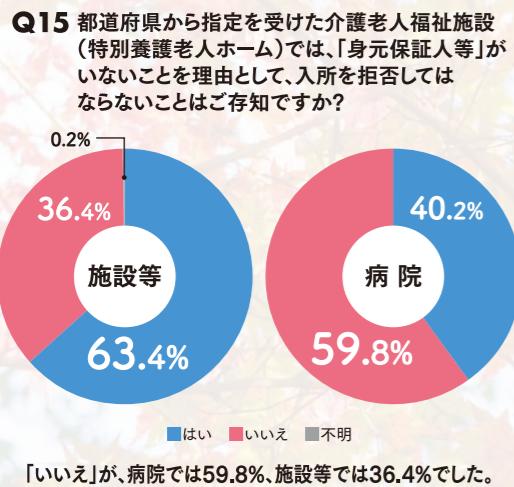


「いいえ」が、病院では58.8%、施設等では62.8%でした。

#### ④「身元保証等」の法的定義について

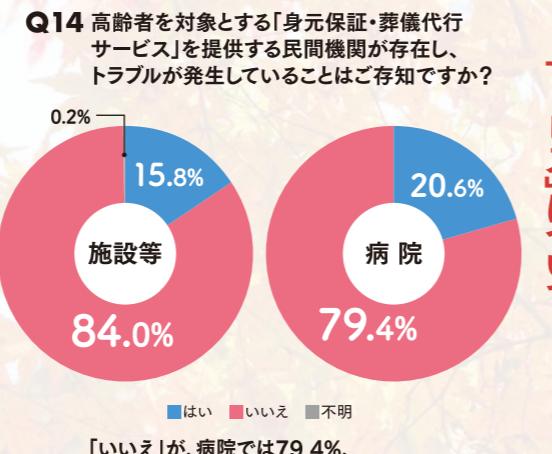


「行政等のセーフティネットづくり」が最も多く、次に後見人等に「死後事務ができるよう法律改正」が多い。



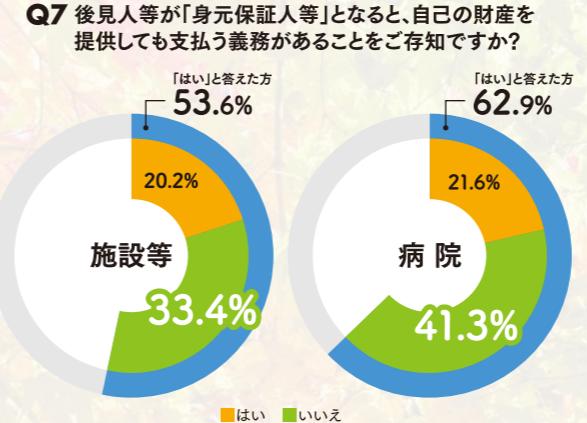
「いいえ」が、病院では59.8%、施設等では36.4%でした。

#### ⑥施設入所と「身元保証等」について

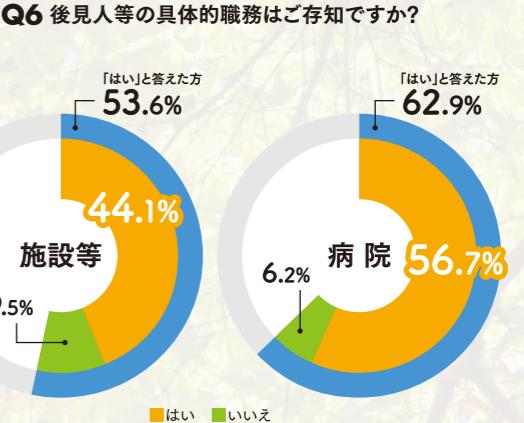


「いいえ」が、病院では79.4%、施設等では84.0%でした。

#### ⑤「身元保証、葬儀等代行サービス」について

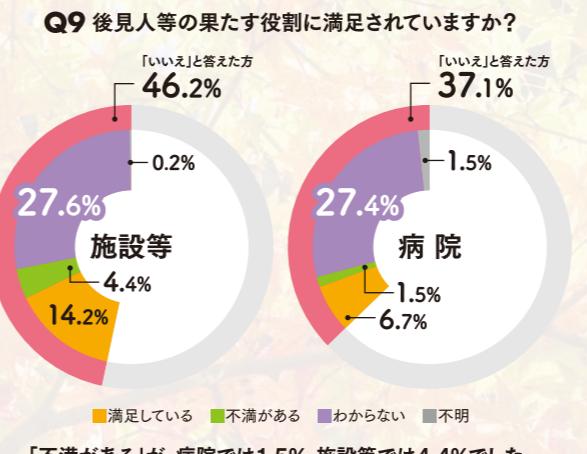


「いいえ」が、病院では41.3%、施設等では33.4%でした。

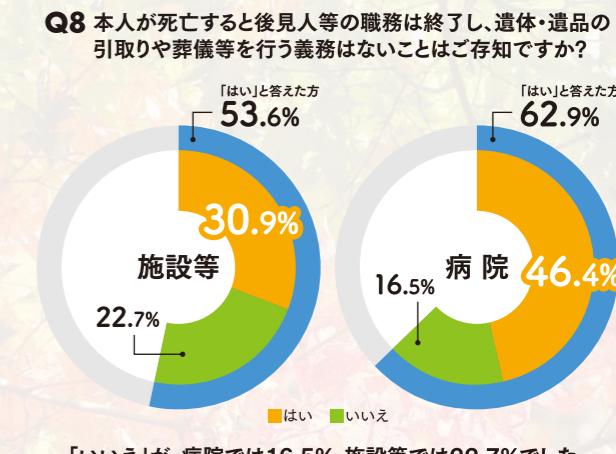


「はい」が、病院では56.7%、施設等では44.1%でした。

#### Q5で「はい」と答えた方に お聞きしました

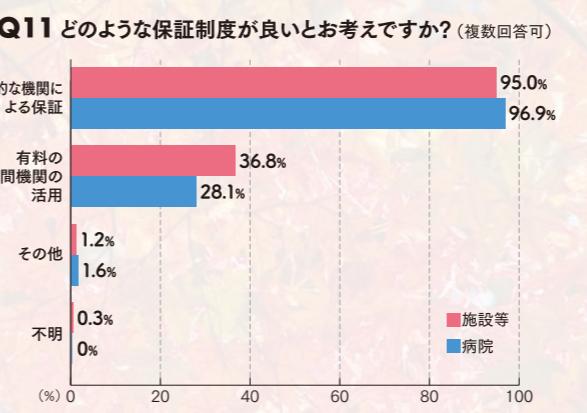


「不満がある」が、病院では1.5%、施設等では4.4%でした。

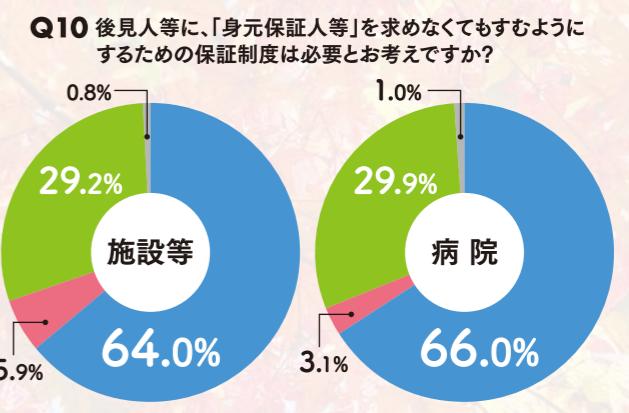


「いいえ」が、病院では16.5%、施設等では22.7%でした。

#### Q5で「いいえ」と答えた方に お聞きしました



「公的な機関が保証する制度やしくみ」が、病院では96.9%、施設等では95.0%でした



「はい」が、病院では66.0%、施設等では64.0%でした。

#### ③新たな保証制度の必要性について

- 緊急の連絡先
- 病院・施設等が考える身元保証等の範囲は、実態調査を見てもわかるとおり、その範囲は特定されおらず広範囲にわたります。なお、主なものとして次のものが上げられます。  
**(1) 病院・施設等の考える身元保証等は、明確な法律の根拠を知らないにも関わらず、債権者（病院・施設等）と債務者（被後見人等）との一切の債務・医療行為の同意や遺体の引取りまで含む連帯保証人よりも重い責任を負う）を負う包括根保証に近いものとなっていること。**
- 医療行為の同意等
- 身柄の引取りと居室等の明渡し
- 入院費・利用料金の支払いと債務の保証
- 入院計画書・ケアプランの同意
- 遺体・遺品の引取り
- また、「身元保証等が法律上の明確な定めがないことを知らない」とする回答が全体の50%を超えていました。さらに41.3%の病院が、33.4%の施設等が、「身元保証人等となると自己の財産を提供しても支払う義務があることを知らない」との回答がなされており非常に驚かされました。
- なお、16.5%の病院と、22.7%の施設等

が、「被後見人等が死亡すると後見人等の職務は終了し遺体・遺品引取りや葬儀等を行う義務はない」という後見人等の具体的な職務を知らない」と回答していることも見逃せません。これらのことは、病院・施設等が、身元保証（人）等という言葉の意味する正確な知識を持たぬまま、対親族では問題が起きなかつたことでも、何ら権限のない第三者後見人等にとって過大な責任だけを負わせる形となつていることを示しており、その結果、一応の安心を得ているのではないかと思われます。

**(2) 身元保証人等の有無が、病院・施設等への入院・入所(入居)の条件となつていることが多いこと。**

実態調査の結果から、実に 22.6% の病院と 30.7% もの施設等が、身元保証人等がいないと入院・入所(入居)を認めないと回答がありました。身元保証人等を求めるることは、高齢者等にとって大きな負担であり、その不存在を理由に病院や施設等がサービスの提供を拒むことは、「正当な理由」に該当せず、許されないものと考えます。

**(参考)**  
● 医師法第19条1項

● 平成11年3月31日「厚生省令第39号指定

介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第4条の2

● 平成11年3月31日厚生省令第40号「介護

老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第5条の2

● 平成11年3月31日厚生省令第41号「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」第6条の2

この基準があるにも関わらず実際にサービスの享受がなされない現実があり、身元保証人の不存在をもつてサービスの提供を拒否した病院・施設等に対し、行政から指導・監督により是正を求めることが必要と考えます。

また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームでは、入居契約の有効な成立に絶対不可欠な要件とはなつてはいませんが、「身元引受人」を求められることには、留意する必要があると考えます。

**(参考)**

● 平成14年7月18日付老発 第0718003号老健局長通知

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」

**(3) 親族ではない多くの専門職後見人等が、身元保証人等にはなるべきではないにもかかわらずなっていること。**

後見人等が身元保証人等となることは、職務ではありませんし、将来、被後見人等に対し求償権を使用することなどを想定すると、利益が相反する立場となることから、避けるべきです。しかし、実態調査の結果から、病院では実に 45.2% が、施設等では 40.3% も専門職後見人等が、身元保証人等となつているとの回答があ

りました。

被後見人等の緊急の入院や、介護の必要から施設等への入所(入居)に関わらざるを得ないことから、それが不適切であることは十分に知りつつも、目の前の事態の收拾を図るために、後見人等がやむなく身元保証人等として契約書等にサインをするということは想像に難くないと考えます。

また、後見人等が「身元保証人等にはなれないことを説明したうえで、重要事項説明書や契約書の身元保証人等の欄を二重線で消し、後見人等と追記（「後見人等の権限義務の範囲で対応します」とサインに添え書きする場合もある）しても、病院や施設等は知識・認識不足から、その欄に誰かのサインがあるという事実をもつて、身元保証人等と認識しているものも少なからずあるのではないかと思われます。

実をもつて、身元保証人等と認識しているものも少なからずあるのではないかと思われます。

**今後の保証制度とこれに代わる取り組みの必要性**

実態調査を分析すると、病院・施設等が身元保証人等を求める理由として

- ① 身元保証人等の有無をもつて、受入の条件としたい
- ② 入院・施設等利用料や他者に与えた損害額の金銭担保としたい
- ③ 被後見人等の他者とのトラブルや急変時（死亡を含む）の適切な対応を求めるたい

という3つに大別されると考えられます。



## 成年後見選挙権回復 ありがとう集会

9月15日(日)、東京都港区の障害保健福祉センターにおいて、「成年後見選挙権回復 ありがとう集会」が開催されました。

ちなみに、成年被後見人の選挙権は、公職選挙法第11条第1項第1号により認められていませんでしたが、次のような経過を経て、2013年7月21日、参議院選挙でついに選挙権が回復しました。

（選挙権回復までの経過）

2011年2月1日、東京地裁に訴訟提起→その後、さいたま、京都、札幌で同様の訴訟提起→2013年3月14日、東京地裁で違憲判決→同年5月27日、法改正により成年被後見人の選挙権回復→同年7月17日と18日、全国4か所で行われていた裁判で和解成立→同年7月21日、参議院選挙で投票が実現

当集会は、原告、弁護団、支援者の方々が喜びを分かち合い、さらには、成年後見人に直面しており、後見人等としてそれと関わらざるを得ない私たち専門職にとって、避けた通れない緊急課題である（長く言われていても関わらず何ら手当がされていない）ことが今回の実態調査により改めて浮き彫りとなつたと言えるでしょう。



### 市民公開シンポジウムのお知らせ

**成年被後見人が受けれる170を超える権利制限**

日時 11月16日(土)  
午後1時～午後5時5分  
場所 日司連ホール  
(司法書士会館 地下1階)  
東京都新宿区本塩町9番地3

# 「市民後見人育成事業への取組み」



第49回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会 プレ企画3

## 成年後見制度とは…? ～権利を守るために、精神保健福祉士の役割を考える～

平成25年6月13日から15日にかけて、第49回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会及び第12回日本精神保健福祉士学会学術集会が石川県金沢市で開催されました。「ソーシャルワークの実践『魂』の再生～問われる価値と専門性」を大会テーマに掲げ、プレ企画、講演会、シンポジウム、分科会等多彩なプログラムで充実した大会・学術集会でしたが、中でも、成年後見に関するプログラム「成年後見制度とは…?～権利を守るために、精神保健福祉士の役割を考える～」の報告をいたします。

最初に、道央法律事務所の西村武彦氏から「成年後見制度と欠格条項の関係 本日は選挙権の問題を語ります」というタイトルで、被後見人の選挙権訴訟についての報告がありました。西村氏は、原告を勝訴させた2013年3月14日の東京地裁判決の判旨を解説した後、国が控訴を断念しなかったことへの怒りと、政府があつたう間に公職選挙法を改正し成年被後見人の選挙権を回復させたことについての驚きを語られました。続いて、早稲田大学人間科学学術院の岩崎香氏から「成年後見制度における意思決定支援とPSW一当事者の人権と制度の課題」と題する報告がありました。最初に、本人のベスト・インテレストを第一に考えているイギリスの意思決定能力法についての解説がありました。そして、日本では、後見制度が必要以上に本人の権利を制限してしまっているというために、経済的に豊かでない人にとっては権利制限あるいは権利剥奪

報告を終えた登壇者に対し多くの質問が寄せられ、それぞれ実例を踏まえた実践的なお答えを頂きました。来場された方々は終始真剣な表情でメモをとりながら、熱心に耳を傾けておられました。最後にリーガルサポート副理事長 杉山春雄氏より登壇者、来場者の方々へのお礼と閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中セミナーは閉会しました。(つ)

報告を終えた登壇者に対し多くの質問が寄せられ、それらを対象としたセミナー「市民後見人育成事業への取組み」が開催されました。当日は、停滯する前線と台風の影響で不安定な天気にもかかわらず、全国から多くの方々が来場し会場が満席となる240名以上の参加となりました。セミナーは、リーガルサポート理事長 松井秀樹氏の挨拶に始まり、前半は公益財团法人さわやか福祉財団理事長 堀田力氏による基調講演が行われ、その後リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員会委員長 中村文彦氏による事業に向けての提案と自治体による実施例報告が行われました。

まず基調講演において、成年後見制度が未熟な制度で市民後見人育成に関しても制度を「補つていく、正していく」ということが必要である、実施主体となる市町村にとつては非常にやりがいある事業であるので心意気をもつて取り組んで頂きました。この激励がありました。また、この事業は申請主が誕生している大阪市のような自治体もあれば、単独では運営が難しい自治体もある。そこで自治体の規模に応じて事業を推進していくよう、複数市町村から大阪府が後見支援事業を受託する方式で取り組んでいる。現在、この方式により11市2町が市民後見人育成を実施し、府、府協、市(町)、市(町)社協が各々の役割を分担し連携している。いずれは府内全域へ展開することを目標としている。

平成25年9月5日(木)中央大学駿河台記念館において自治体関係の方々を対象としたセミナー「市民後見人育成事業への取組み」が開催されました。当日は、停滯する前線と台風の影響で不安定な天気にもかかわらず、全国から多くの方々が来場し会場が満席となる240名以上の参加となりました。セミナーは、リーガルサポート理事長 松井秀樹氏の挨拶に始まり、前半は公益財团

後に後見人の資質とは「本人の立場でものを考えられる」ということであるとの言葉が印象的でした。次に

業を委託し養成講座を実施してきたが、25年度か

る自治体の役割、リーガルサポートの考える市民後見人の定義について報告の後、老人福祉法第32条の2等による自治体の取組み義務化によって、事業は行政(自治体)主体のもとに行われるべき公的事業と位置付けられたことが改めて確認されました。また、事業を立ち上げる具体的な手順が紹介され、リーガルサポートが積極的に取り組む姿勢についてもあわせて語られました。

業を委託し養成講座を実施してきたが、25年度か

らはリーガルサポートに委託し事業を推進中。研修だけではなくその後の後見業務受任後の支援、家裁との連携が大事と感じている。リーガルサポートに対しては豊富な実務経験を活かした講座、市

民後見人への助言等のサポートを期待している。

て、平成23年度からNPO法人に市民後見推進事業を委託し養成講座を実施してきたが、25年度からはリーガルサポートに委託し事業を推進中。研修だけではなくその後の後見業務受任後の支援、家裁との連携が大事と感じている。リーガルサポートに対しては豊富な実務経験を活かした講座、市

民後見人への助言等のサポートを期待している。

【埼玉県志木市】志木市社会福祉協議会  
志木市成年後見センター  
相談支援事業所 佐々木 明子氏

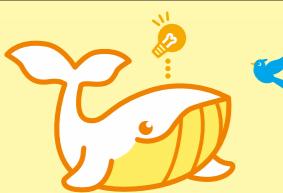
専門職・行政・社協役員を構成員とした「権利擁護推進事業委員会」を設置して従来より福祉サービス利用援助、法人後見等を行っており、その実績が評価されて平成24年志木市より成年後見支援センター事業の運営を受託し、市民後見人育成事業を含めた後見支援を行っている。市民後見人を支えるバックアップ機能として、受任調整会議、候補者推薦名簿、受任後の活動支援等、体制の充実を図っている。現在、市民後見人を候補者とした申立の審理中であり、初めての市民後見人誕生を期待している。

休憩をはさんで、鹿児島県薩摩川内市、埼玉県志木市、大阪府より各々市民後見人育成に対する取組みについて報告がありました。いずれも市民後見人の重要性を認識され、積極的に取り組まれている様子が語られました。

高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)が27パーセントを超えて、日常生活自立支援事業の契約件数も県内で群を抜いて多い状況におい

のだけの制度となってしまい、家族や保健医療福祉関係者からは後見人は何もしてくれないという評価につながっているということを指摘されていました。特別養護老人ホームサンライフたきの里の東裕紀氏からは、本人の『思い』が置き去りにされたまま特別養護老人ホームに入所してくる高齢者の現状が語られ、PSW(精神保健福祉士)の役割は財産管理だけでなく、利用者の生活上の課題に対しても本人と共に取り組むことが求められており、チームの一員として協働するための働きかけが必要であると述べられました。また、県立広島大学の金子努氏からは、成年後見制度創設の背景と創設後の状況が語られ、障害者権利条約に照らして現状の成年後見制度の問題点を指摘されました。そして、PSWはソーシャルワーカーとして、社会正義や人間性の回復という価値基盤・原点に立ち戻って成年後見制度をとらえる必要性があり、PSWはあくまでクライエントとの“かかわり”を基軸としてソーシャルワークの実践を追求していかなければ、その存在意義を失うことになりかねないとの問題提起をされました。

シンポジウムの最後には、会場からの意見を取り入れてのディスカッションが行われ、弁護士等の専門家はもっと現場に入って障害者ことを知るべきだという意見や、複数後見の利用やネットワークの必要性、PSWが成年後見人に就任することの是非などが話し合われてプログラムが終了しました。(い)



## 第5回 Q&Aコーナー

### 相談内容

どんな人を後見人候補者にしたらいいの?  
どんな人が後見人に選任されているの?

全国各地にある地域包括支援センターは、日々高齢者に関わり、後見制度についてもたくさんの相談を受けています。この制度の利用を検討する際、誰が後見人になるのかは重要なポイントの一つです。

- 相 最近は、選挙権のことでのニュースになったこともあって、市民の皆さんに「成年後見制度」の利用について質問を受けることが多くなりました。
- 回 そうですね。被後見人に選挙権が認められたので、今後さらに利用が増えていくことでしょうね。
- 相 それでですね、後見申立の準備で、誰が後見人にならいいのかよく質問されるのですが、後見人って何か資格が必要なんですか？
- 回 いいえ、資格は全く必要ありません。もちろん法律には規定があります（※1）が、特別な資格がなくてもなれますよ。
- 相 じゃあ、法律に詳しくなくても大丈夫なんですね？
- 回 もちろん詳しいに越したことはありませんが、選任時に家庭裁判所から『後見人の手引き』が配布されますし、今は書籍（※2）も多く出版されています。法律に詳しくなくても書籍を参考にしたり後見人として法律相談をしながら後見業務を行うということで対応できると思います。
- 相 具体的にどのように後見人が決められるのですか？
- 回 「候補者」を決めて申立をすると、家庭裁判所が調査し、適任だと判断すれば候補者がそのまま後見人に選任されますが、財産の内容が複雑高額な場合や親族間に争いがある場合は、司法書士や弁護士などの専門職が選任されているようです。
- 相 親族と専門職との選任の割合はどうなっているんですか？
- 回 最高裁判所事務総局家庭局の統計で、昨年平成24年では、全体の48.5%が親族で、51.5%が司法書士や弁護士、社会福祉士などの第三者が選任されています。
- 相 約半数が親族、一般の方なんですね。多いですね。
- 回 いいえ、それがですね、10年前の平成14年には親族が84%、第三者が16%だったんですよ。



相談者

三条市地域包括支援センター嵐南（新潟県）  
センター長 佐藤 光雄さん（以下：相）

回答者

リーガルサポート広報委員会  
司法書士 大島 留美子さん（以下：回）

- 相 えっ、そんなに親族が多かったんですか？
- 回 そうなんです。この10年で親族の割合が減少して、昨年初めて第三者後見の件数が親族後見の件数を上回ったんです。
- 相 それは何か理由があるんですか？
- 回 社会情勢として、親族がいない、いとも高齢、病気、疎遠だいう人が増えてきたということもあると思います。また、全国の家庭裁判所の平成22年10か月間の実情調査の結果、残念ながら、親族後見人による不正事案が182件、被害総額約18億3千万円に上るとの報告もあるんですよ…。
- 相 10か月で18億円!!!
- 回 ええ、1日に換算すると600万円にもなります。後見人はご本人の大手な財産を預かるのですから、きちんと業務を行わなければなりません。先ほど、誰でもなれると言いましたが、それは国家資格などはいらないという意味であって、やはり「後見人として責任を果たせる人」という「資格」は必要だと言っても間違いではないと思います。
- 相 としたら、一般の人は無理なんでしょうか…。
- 回 いいえ、やっぱり本人のことを一番よく知っているのは家族や親族ですよね。だから、後見人には、家族や親族が、ただし適切な方がいればその方がなるのが何よりだと思います。最近では「後見制度支援信託」（※3）が始まっていますし…。
- 相 ところで、専門職後見人として活動する司法書士は、何か組織として適正な後見業務を行う工夫をしているのですか？
- 回 はい。私ども司法書士は専門職後見人を養成監督する組織として平成11年12月に社団法人成年後見センター・リーガルサポー

ト（現在は公益社団法人）を設立しており、所属の会員司法書士は、半年に1回毎の各支部への業務報告が義務付けられています、「認知症の理解」「後見業務への心構え、倫理」などさまざまなテーマで、毎年決まった時間数以上の研修を受けています。

- 相 研修はあるわ、報告はしなければならないなんて大変ですね。
- 回 もちろん大変じゃない訳ではありません。ですが、他人様の大事な財産を預かっている訳ですから、それくらいは当然と言えば当然です。そうそう、それにリーガルサポートでは、会員の行った不誠実行為のためにご本人が被害を受けた場合でもある程度お見舞金が出る金銭信託を用意しています。
- 相 もちろん不誠実行為なんてあってはいけないことです、そこまで行き届いていたら安心ですね。相続手続きや不動産の売却などが必要で、一般の人が対応するのが難しい場合はやはり専門家に依頼した方がよさそうですね。ですが、そうした場合、皆さん気にするのが、報酬がどのくらいかかるかってことなんですが…。
- 回 後見人の報酬は、後見人の業務と本人の財産の内容を勘案して裁判所が決定して、本人の財産から支払われます。申立費用は原則申立人負担ですが、決定後の報酬は親族が負担することはありません。
- 相 それなら、親族の方も心配ないです。それから、例えば、遠くに住んでいる息子さんから田舎で一人暮らしの母が心配だというような場合、ご本人の近くに住んでいなくても後見人になれますか？
- 回 後見人を選任するのは家庭裁判所です。本人の心身の状態や生活や財産の内容などを総合的に考慮しますので、選任されるかどうかは、ケースバイケースだろうと思います。ですが、後見人は銀行や役所で手続きすることが多く、平日の昼間でないと用が足りないこともあります。そうすると、遠距離やお勤めをしている

方は難しいかもしれませんね。ケースによっては、身上監護は親族後見人が、財産管理は専門職後見人が担当するということもありますよ。

- 相 なるほど。でも、いざ後見人になんでも手続きの度に遠く離れた田舎に行かなければならないとなったら大変ですよね。
- 回 ええ、私は常々『家族でしかできないこと』と『家族じゃなくてもできることがある』とお話ししています。家族じゃなくてもできることは他人に任せる。家族がすべてを抱え込んでしまうと、支えているはずの家族の重荷になってしまって、結局は支えられている本人にしづ寄せが来ることも多くのなるんじゃないからって。
- 相 そうですね。施設利用料の支払いも銀行や行政の手続きなんかも家族でなくてもできますもんね。その分、身の回りの世話をあげたり、面会に行ってあげたり、たくさん話相手になってあげたりした方が、家族にも心の余裕が出てきますし、本人に優しく接することができるから、ご本人も嬉しいですよね。
- 回 そうです。成年後見制度は、支えられる本人も支える周りの人も全部ひっくるめて、利用する人々が幸せになるように手助けする制度だと思っています。
- 相 そうですよね。私ども包括支援センターを頼っていらっしゃる皆さんにも幸せになっていただけるよう、今後も活動していきたいと思います。今日はありがとうございました。



何でもご相談ください！

※1 民法第847条（後見人の欠格事由）次に掲げる者は、後見人となることができない。  
 一 未成年者  
 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人  
 三 破産者  
 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族  
 五 行方の知れない者  
 どれも当然と言えば当然ですね。

※2 これで安心！これならわかるはじめての成年後見～後見人の心得お教えします～  
 出版：日本加除出版 2009年2月 発刊価格：1,050円（税込）

※3 本人の財産の適切な管理・利用のため、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金額を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金額を信託銀行に信託する仕組み。原則として、親族後見人と複数後見になり、弁護士、司法書士等専門職後見人が家庭裁判所の指示を受けて信託契約を締結し、契約後に辞任する。

はじめて「成年後見」に出会ったという方のために、そのしくみや実際に「後見人」に選ばれた方が出会うさまざまな疑問や心配ごとに、「Q & A」で分かりやすく解説！ある家族の物語を通して、成年後見人がどのような活動をするのかが、流れに沿って分かります。

★リーガルサポートはその他にもさまざまな書籍を出版しております。詳しくはHPをご覧ください。

\リーガルサポートの委員会を紹介します/

## 医療行為の同意検討委員会

当委員会は、2005年にリーガルサポートが発表した「成年後見制度改善に向けての提言」を受けて、成年後見人等による医療行為の同意・決定についての検討と制度改善の提言をするために誕生しました。

当初は、後見制度との関係を中心に、検討していましたが、現在は、後見人等がいない場合も含めて、民法の先生や精神科医を委員に迎えて検討しています。

これまでに患者家族や医療機関に対するアンケートも実施しましたが、本人が医療行為について同意や選択ができる能力があるにも関わらず、医師が後見人や家族にのみ説明し、本人に説明しなかったという事例も報告されています。こうした臨床現場での回答を参考に、判断能力の衰えた患者の支援および患者が判断能力を欠いている場合の代行決定(他者による決定)について、患者の意向や最善の利益を反映した医療のあり方に関する報告をまとめているところです。

### 執筆者

医療行為の同意検討委員会  
委員長 名倉 勇一郎



ワークショッピング後、当委員会のメンバーと心理学者や社会福祉士、日本と中国の法学研究者との交流の模様

### 編 集 後 記

司法書士の伝統的な業務の中  
に「登記」というものがあります。

決まりごとが多く正確性を要求される業務で一字一句の間違いが許されない、神経を使う業務です。しかし逆に考えれば、きっちりとした物差しのある業務といえます。これに比して「後見」は事務手続上はある程度基準があつても、身上面や本人、家族、関係者との接し方などにおいては決まったやり方があるわけではなく迷い、悩むことばかりです。後見業務を始めた当初は登記業務との違いにとまどい、何が正解で何が間違いかを考え過ぎて

先に進めないということもありました。しかし今では、専門職後見人としてまず大切なのは「幅広い知識習得と情報収集」ではないか、と考えるようになりました。後見人の知識の欠如によって本人が不利益を被ることがあってはなりません。この点は登記も同じです。様々なケースに対応できるようアンテナをはって情報収集、知識習得をすることが第一歩、そしてそれを踏まえて、本人のためにと考えた末の選択であれば、間違いということにはならないでしょう。このプレスにおける情報提供も同じように後見業務に悩み、迷う方々の一助となれば幸いです。(つ)

### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

\各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078
- 函館支部 0137-72-5325
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191
- 神奈川県支部 045-640-4345
- 埼玉支部 048-845-8551

- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166
- ・とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7773
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030
- ながの支部 026-232-7492
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070

- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643
- 京都支部 075-255-2578
- 兵庫支部 078-341-8686
- 奈良支部 0742-22-6707
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220
- 岡山県支部 086-226-0470
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701

- 徳島支部 088-622-1865
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページに  
音声読み上げ機能が追加されました!

編集・発行

# 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 http://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート

検索